

天王寺区学校選択制 Q&A

《希望調査票について》

質 問		回 答
1	希望調査票を出さなかった場合はどうなりますか。	通学区域校（住所地の学校）を選択したものとみなします。
2	住所地の学校を希望しています。希望調査票を提出しないといけませんか。	希望調査票は、 全員の方にご提出をお願いしております ので、希望調査票には、「1 通学区域の学校への就学を希望する」に○をつけて提出してください。
3	希望調査票の提出期限を過ぎてしまったらどうなりますか。	通学区域校（住所地の学校）を選択したものとみなします。 通学区域外の学校を希望される場合は、変更受付期間（11月13日～19日）内に区役所市民協働課（教育文化）3階33番窓口まで【希望調査結果通知書】を持参してお手続きください。
4	第2希望校まで必ず選択しないといけないのですか。	第2希望校がない場合は記載の必要はありません。
5	第2希望校にまわらずに、第1希望校の補欠にはなれないのですか。	第2希望校を選択しない場合、第1希望校に補欠登録されますので、第2希望校を記載しないでください。
6	私立（国立）学校を受験しますが、希望調査票を提出しないといけませんか。	提出されない場合は住所地の学校を選択したものとみなしますが、私立（国立）学校を希望される方についても、希望調査票の提出をお願いします。なお、私立（国立）学校へ入学が決定した場合については、Q10をご参照ください。

《希望変更、公開抽選、私立（国立）学校受験等について》

7	変更受付期間を過ぎてからの変更はできますか。	できません。 希望調査票で選択した学校が、就学予定校になります。
8	就学通知書が届いた後に通学区域の学校へ変更できますか。	就学通知書発送後は、特段の理由がある場合以外は、就学通知書に記載された学校へ入学していただきます。
9	公開抽選の結果は、いつ、どのように知られますか。	区のホームページに【抽選の実施に関するお知らせ】に記載されている番号で抽選の当落を発表します。
10	私立（国立）学校に合格し入学が決定しましたが、どうすればよいですか。	私立（国立）学校から発行される「入学許可証」と就学通知書を持参し、区役所市民協働課（教育文化）3階33番窓口で「指定学校外就学届」をご提出ください。 補欠繰上げをお待ちの方がいらっしゃいますので、すみやかに届出をお願いいたします。
11	現在私立（国立）小学校へ通っており、引き続き私立（国立）中学校へ進学予定ですが、何か手続きが必要ですか。	希望調査票の提出をお願いしております。 そのうえで、私立（国立）学校へ入学が決定しましたら、「入学許可証」と就学通知書を持参し、区役所市民協働課（教育文化）3階33番窓口で「指定学校外就学届」をご提出ください。

《制度について》

12	原則徒歩での通学とありますが、公共交通機関を利用した通学は認められますか。	通学方法は、 原則徒歩での通学となり、公共交通機関の利用は原則禁止とします。また、自転車の利用はできません。 なお、通学時の安全確保は、保護者の責任となりますので、学校の選択を希望する際は、通学距離等、通学の負担や安全を十分に考慮してください。 徒歩通学が困難になった場合は、区役所市民協働課（教育文化）3階33番窓口までご相談ください。
13	通学区域外の学校（住所地外の学校）を選択した場合の、通学の安全確保についてはどうなりますか。	保護者の責任において、 通学距離や通学の負担、安全を考慮し、卒業まで無理なく通学できる学校を選択してください。 通学区域外からの通学については、保護者が責任を持ってください。
14	双子等で通学区域外の学校を希望していますが、一緒に入学できますか。	一緒に入学を希望される場合は、 希望調査票下段の「新1年生同士（双子等）で同一の学校に就学を希望される場合は、その方の氏名をご記入ください。」のとおりです。 抽選では一組として取り扱いますので、同じ学校での就学となります。
15	学校選択制の導入により、1クラスの人数が35名を超えることはありますか。	学校選択制は、教室の増設が生じない範囲で受入れ可能人数を決めておりますので、学校選択制の増員により、1クラスの人数が35名を超えることはありません。

《特別支援学級、特別支援学校、小中一貫校への進学について》

16	通学区域校（住所地の学校）の特別支援学級へ進学を希望していますが、どのようにすればよいですか。	進学に関する相談や情報の提供については、通学区域校（住所地の学校）で行っておりますので、当該学校に早めに連絡をお願いします。なお、希望調査票には、「 ◆学校選択制希望 」の「1 通学区域の学校への就学を希望する」と、「 ◆確認事項 」の該当項目に○をつけてください。
17	通学区域外の学校（住所地外の学校）の特別支援学級へ進学を希望していますが、どのようにすればよいですか。	通学区域校と希望される通学区域外の学校へ事前に連絡をしてください。希望調査票には、「 ◆学校選択制希望 」の「2 1以外の選択可能な…」（中学校新1年生の場合は「3 1、2以外の選択可能な…」）に○をつけ、希望される学校名をご記入にうえ、「 ◆確認事項 」の該当項目に○をつけてください。学校によっては抽選になることがあります。
18	特別支援学校へ就学を希望していますが、どのようにすればよいですか。	進学に関する相談や情報の提供については、通学区域校（住所地の学校）で行っておりますので、当該学校に早めに連絡をお願いします。希望調査票には、「 ◆学校選択制希望 」の該当項目に○をつけ、「 ◆確認事項 」の3つ目の項目の「1 現在、支援学校への就学を相談中（相談予定）である」に○をつけてください。
19	施設一体型小中一貫校へ進学を希望していますが、どのようにすればよいですか。	希望調査票の第1希望校に学校名を記入し、区役所市民協働課（教育文化）3階33番窓口へご提出ください。小中一貫校に決定した場合は、該当校がある区より就学通知書が届きます。

《転居に伴う手続きについて》

20	入学前に区内で引越しをしますが、学校選択はどうなりますか。	小学校の場合、入学前に選択した通学区域校以外の学校の隣接校区外へ転居された場合は、選択の希望、当選、補欠登録は無効となります。ただし、希望変更受付最終日（11月19日）までに天王寺区役所にて転居手続きをされた方は、選択の希望を転居先の住所地でしていただくことができます。転居の時期・転居先により案内する内容が異なりますので、あらかじめ、区役所市民協働課（教育文化）3階33番窓口までお問い合わせください。 中学校の場合、入学前に天王寺区内で転居された場合も選択の希望、当選、補欠登録は無効とはなりません。
21	入学前に区外へ引越しをしますが、学校選択はどうなりますか	区外への転出が決定している方は、希望調査票には、「1 通学区域の学校への就学を希望する」に○をつけて提出してください。転居先の学校への入学については、転居先の市区町村（就学担当）窓口にてご相談のうえお手続きください。
22	小学校・中学校入学後に区内で引越しをしますが、選択した学校に通学し続けることはできますか。	「指定校変更・区域外就学について」の許可事項に該当すれば認められる場合があります。詳しくは区役所市民協働課（教育文化）3階33番窓口までお問い合わせください。
23	希望変更受付期間終了後の区外からの転入者も学校選択できるのですか。	希望変更受付期間終了後の転入者は、選択範囲の学校のうち、受入れに余裕のある学校については選択可能です。ただし、希望調査の結果、 抽選を実施する学校は選択できません。
24	学校の説明会及び見学会に、新入学生以外の子も一緒に出席することは可能ですか。	基本可能ですが、詳しくは当該学校へお問い合わせください。その他参加された場合は、保護者の責任のもと、校内においてお怪我などが無いよう、目を離さないようご留意ください。なお、場合によっては退席を求めることもありますので、ご理解願います。

《その他》

25	通学区域外の学校(住所地外の学校)への就学を希望したところ、抽選の案内が届きました。しかし、抽選になるのであれば、通学区域校の学校(住所地の学校)に変更したいのですが、可能ですか。	変更受付期間後は、変更出来ません。 抽選会の結果、希望校に当選した場合は、当該学校への就学となります。詳しくは区役所市民協働課（教育文化）3階33番窓口までお問い合わせください。
26	就学時健康診断を学校選択制で希望しようとしている学校で受けれますか。	学校選択制で、通学区域以外の小学校を希望される場合でも、 健康診断は居住地を校区とする小学校等の健診会場で受診してください。 なお、受診後に渡されます「就学時健康診断結果票」については大切に保管し、就学されます小学校へご提出ください。
27	保護者が労働等により昼間家庭にいないことにより、児童の在宅が困難であるため、保護者の両親が天王寺区内に居住しており、その住所の属する通学区域の学校を選択出来ないでしょうか。	左記理由で、学校選択を行うことは出来ません。しかしながら、本件は大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則第13条(指定校変更の要件)に該当しております。詳しくは区役所市民協働課（教育文化）3階33番窓口までお問い合わせください。
28	外国籍ですが、希望調査票は提出できますか。	できます。この場合、希望調査票のほか、 入学申請書の提出(9月30日提出期限) が必要です。
29	見学会・説明会は必ず出席しないといけなのですか。	見学会・説明会への参加は任意であり、必須ではありません。また、 入学説明会ではありません。
30	A校区に居住し、通学区域外のB校へ学校選択にて就学しているが、A校の通学区域内で転居した場合、A校が通学区域校となるのか。	本件は、A校は通学区域校とはならず、引き続きB校での就学となります。転居先の住所がA校区以外の場合は、転居先の住所の通学区域校での就学となります。この場合、指定校変更により、引き続きB校に就学する方法もあります。詳しくは区役所市民協働課（教育文化）3階33番窓口までお問い合わせください。